

平成27年度 横浜市住居表示審議会会議録	
日 時	平成28年1月15日（金）午前10時～11時15分
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室
出席者	鈴木会長、岩谷副会長、小林委員、小村委員、本橋委員、宮入委員、佐野委員、日並委員
欠席者	横井委員、徳正委員、渡部委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 会長・副会長の選任 2 泉区和泉町第五次地区における住居表示の実施について
決定事項	1 会長を鈴木委員、副会長を岩谷委員とする 2 泉区和泉町第五次地区における住居表示の実施案について了承する
【事務局】	<p>1 会長・副会長の選任</p> <p>「横浜市住居表示審議会条例」第6条の規定に基づき、会長を鈴木委員、副会長を岩谷委員とする。</p> <p>2 泉区和泉町第五次地区における住居表示の実施について</p> <p>【泉区和泉町 住居表示の概要(資料1)】</p> <p>1 選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月に、地域から住居表示実施の要望があった。 ・和泉町は、横浜市最大の町面積で、地番が7900番台まで存在し、同番、飛番、欠番が多いなど、住所の混乱が著しく、住居表示実施の必要性が高かった。 <p>2 住居表示検討委員会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月に検討委員会を設置した。 ・検討委員は、地域の連合自治会町内会の代表及び地域の代表、地域の関係機関（郵便局、警察署、法務局）である。 <p>3 和泉町の住居表示について(別紙1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉町は、市街化区域を中心に、平成24年度から6年計画で住居表示を進めている。 ・いずみ野駅周辺は市街化区域だが、土地区画整理事業によって住所の混乱が解消されているため、住居表示の実施対象外としている。 ・今回の計画以外の区域の住居表示実施については、今後の開発や都市計画の動きを注視しながら、検討していきたい。 <p>【泉区和泉町 第五次地区の概要(資料2)】</p> <p>1 泉区和泉町第五次地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積は0.539km²、事業者を含めた世帯概数は3,300世帯である。 <p>2 検討経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示検討委員会で、平成27年2月から9月までの間に計4回検討した。

- ・新町界案は別紙2のとおり。
- ・新町界案は、検討委員と共に現地調査を行い、面積の偏りや町界の分かりやすさ等検討の上、決定した。
- ・新町名案は「和泉中央北一丁目」「和泉中央北二丁目」「和泉中央北三丁目」である。
- ・和泉町第三次地区から第六次地区の新町名案決定にあたっては、平成25年にアンケートを実施した。アンケート実施前には、当時の住民に検討状況について周知した。(別紙3)
- ・アンケートには、別紙4-1に記載の2案を記載した。
- ・住民にとって分かりやすい幹線道路である長後街道を挟んで南北に分かれている地域である点、東西に立場駅といずみ中央駅を抱えている点などから、4地区の町名を個別に考えていくのではなく一体的に検討した方が良いという考えから、新町名案にはいずれも「和泉中央」を用いた。
- ・アンケート結果は別紙4-2のとおり。
- ・アンケート結果を参考に、第三次地区と第四次地区の町名を「和泉中央南」、第五次地区と第六次地区の町名を「和泉中央北」とする案をまとめた。
- ・「横浜市住居表示整備要綱」に、「丁目の起点は、横浜港(大棧橋)に最も近い地点とし、これによりがたい時は、その区域の中心となるところがある場合はそこを起点にする」という規定がある。和泉中央北の場合、大棧橋に最も近いのが「一丁目」にあたる場所である。
- ・これに加え、「和泉中央南」の「丁目」が長後街道沿いに東から西の順になっていることから、「和泉中央北」も同じく東から西の順にするのが分かりやすいという結論に至った。
- ・これらの案について、平成27年11月に地元説明会を開催し、合計300名近くの参加があった。(別紙5-1、別紙5-2)
- ・説明会では、住居表示実施後の具体的手続に関する質問が中心で、批判的な意見は特に無かった。

3 実施までの流れ(予定)

- ・審議会で今回の案について了承された場合、市議会に諮る。
- ・住居表示を実施すると、住民の皆様には運転免許証や不動産登記等の変更手続をしていただくことになるため、手続に関する地元説明会を開催する。

【日並委員】

私は住居表示検討委員会の会長を務めています。和泉町では、住居表示が定着しています。今のところ、大きなトラブルはありません。

今回、「和泉中央北一丁目」が北部にあり、違和感があるかもしれませんが、長後街道を挟んで同じ「丁目」を南北に対比させた方が住民にとって分かりやすいことから、今回の案が固まりました。

また、「和泉中央北」という町名が長いと感じる方もいらっしゃると思います。

	<p>しかし「和泉」は昔からの地名ですので、第一次地区、第二次地区での住居表示実施の際も含め、「和泉」という名前を町名に残してきました。</p> <p>引き続き、子世代・孫世代の利便性のために、住居表示を進めていきたいと考えています。</p> <p>【小村委員】 ①「一丁目」が大榎橋に最も近いこと、②北と南の「二丁目」「三丁目」が長後街道を挟んで対応していること、どちらの観点からもこのような町名になっているということによろしいですか。</p> <p>【日並委員】 はい。その通りです。</p> <p>【小林委員】 「和泉」という地名は、江戸時代に横浜の村の概要を記した「新編相模国風土記稿」で確認できます。当時の「和泉村」は東西が約1.2km、南北が4km強とあり、これは住居表示実施前の和泉町と大きさが変わらないことから、「和泉」という地名が江戸時代から現在まで続いているということが分かります。</p> <p>「横浜市住居表示整備要綱」によると、なるべく従来 of 名称に準拠し、歴史上由緒ある町名や親しみ深い町名を採用する、とされていますので、町名に「和泉」を採用するのは適切だと思います。</p> <p>【小林委員】 資料2「3 実施までの流れ（予定）」に関して、住居表示実施の告示や地元説明会、住民へのパンフレットの配付等は、いつ行われるのですか。</p> <p>【事務局】 本日の審議内容に了承をいただけましたら、この案を2月に告示します。告示後30日間、案の変更請求を受け付ける期間を設けます。変更請求が無ければ、直近となる5月の市議会に議案を提出することになります。議決後、実施内容や実施日を告示します。住居表示は例年10月頃に実施していますが、今年度実施した和泉町第四次地区の場合は、住民がマイナンバー通知カードの住所変更手続をせずに済むよう、10月に予定されていたカード配達前の、9月7日に住居表示を実施しました。</p> <p>第五次地区については秋頃、9月から11月の初め頃までの間に実施することになるとは思いますが、具体的な実施日は、今後、検討委員会で意見交換等しながら決めていきたいと思っています。</p> <p>住民向けのパンフレットは、住居表示実施の約1か月前に配付予定です。住居表示実施前に必ず地元説明会を実施しますが、説明会の御案内と共に、対象となる全世帯に配付します。</p> <p>【鈴木会長】 住居表示の実施によって学校名が変わることはあるのですか。</p>
--	--

<p>【日並委員】</p> <p>【本橋委員】</p> <p>【事務局】</p> <p>【本橋委員】</p> <p>【日並委員】</p> <p>【鈴木会長】</p> <p>【一同】</p> <p>【事務局】</p> <p>【鈴木会長】</p>	<p>いいえ、ありません。</p> <p>和泉中央北一丁目・二丁目の面積が住居表示整備要綱の基準よりも大きいですが、地域的な事情でやむを得なかったということですか。</p> <p>ご指摘のとおり、一丁目と二丁目は面積が基準よりやや大きくなっていますが、現地調査等の結果、他に町界として適した道路が無かったため、このような町割りとなりました。なお、横浜市のその他の住居表示実施地区でも、同様の事例は発生しています。</p> <p>住居表示を実施した結果、和泉町が北部と南部に分断されている状態ですが、問題は発生していないのですか。</p> <p>住民としては特に違和感はありません。</p> <p>他に質問等が無いようでしたら、横浜市から提示された案を市長へ報告するというところでよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>本日の審議内容は、会長名で市長へ報告いたします。議事録の内容につきましては、会長に一任いただくようお願いいたします。議事録は公表させていただきます。</p> <p>本日の議事はこれで終了となります。</p>
<p>資料</p>	<p>泉区和泉町 第五次地区における住居表示の実施について</p> <p>資料 1 泉区和泉町 住居表示の概要</p> <p>2 泉区和泉町 第五次地区の概要</p> <p>別紙 1 泉区和泉町住居表示計画図</p> <p>2 泉区和泉町第五次地区住居表示 新町界・新町名案</p> <p>3 泉区和泉町 住居表示の今後の検討について</p> <p>4-1 泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区の実施内容に関するアンケート</p> <p>4-2 第三次地区から第六次地区までの新町名に係るアンケート実施について</p> <p>5-1 泉区和泉町第五次地区の住居表示について地元説明会を開催します</p> <p>5-2 和泉町第五次地区の住居表示実施に係る地元説明について</p>